

「せん、かば及びならの丸太」の輸出承認申請に係る変更のお知らせ

平成23年11月14日
経済産業省農水産室

平成23年11月14日付けで「せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について」（輸出注意事項18第30号。以下「注意事項」という。）が、別頁の新旧対照表のとおり改正されました。

この改正に伴う「せん、かば及びならの丸太」の輸出承認に係る主な変更内容は、下記のとおりです。

なお、改正後の注意事項は、以下リンクにおいて公表しています。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/export/index.htm

記

<承認対象>

最少横断面における丸身50%以上の製材等が輸出可能となりました。

これまで「丸太、そま角及び製材であって最少横断面における丸身50%以上のもの」について承認を行わないこととしていましたが、注意事項の改正により、それらについても輸出承認を行うこととしたため、それらの輸出が可能となりました。

<提出書類>

林野庁木材利用課長発給の確認証の提出が不要となりました。

これまで「せん、かば及びならの丸太」の輸出承認申請の際に林野庁木材利用課長発給の確認証の提出が必要でしたが、注意事項の改正により、この提出が不要となりました。このため、経済産業省への提出書類は、輸出承認申請書2通及び輸出契約書（又は輸出契約を証するに足る書類）となりました。（ただし、従来同様、必要に応じ追加の書類提出を求める場合があります。）

注意事項の様式で輸出実績報告書を林野庁に提出することとなりました。

これまで「せん、かば及びならの丸太輸出限度確認証交付要領」（平成18年林野庁長官）に基づき林野庁木材利用課長宛に輸出実績報告をする必要がありましたが、注意事項の改正及び同要領の廃止により、これまでの報告書に代わって同課長宛てに注意事項で定める様式で輸出実績報告書を提出していただくことになりました。

連絡先：経済産業省農水産室農林畜産班

TEL 03-3501-0532

経 済 産 業 省

平成 23・11・07 貿局第 2 号
輸出注意事項 2 3 第 2 4 号
経済産業省貿易経済協力局

「せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が 3 0 パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について」（1 8 貿局第 4 号・輸出注意事項 1 8 第 3 0 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が 3 0 パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について」の一部改正について

「せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が 3 0 パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について」（1 8 貿局第 4 号・輸出注意事項 1 8 第 3 0 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日から施行する。

「せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について（18貿局第4号・輸出注意事項18第30号）

改 正 後	現 行
1、2（略）	1、2（略）
<u>削除</u>	<u>3 承認期間</u> <u>承認期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</u>
<u>3 輸出規模の設定</u> （1）貿易経済協力局長は、輸出承認を行う輸出規模を数量で設定することができる。 （2）（略）	<u>4 輸出規模の設定</u> （1）貿易経済協力局長は、 <u>各承認期間ごとに輸出承認を行う輸出規模を数量で設定</u> することができる。 （2）（略）
<u>削除</u>	<u>5 輸出承認の申請者の資格</u> <u>農林水産省林野庁林政部木材利用課長が発給する輸出限度確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者。</u>
<u>4 輸出承認の申請</u> （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。 （2）輸出承認申請の際の添付書類 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通	<u>6 輸出承認の申請</u> （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 <u>貿易審査課農水産室</u> に輸出承認申請書2通を提出するものとする。 （2）輸出承認申請の際の添付書類 <u>① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通</u> <u>② 確認証</u>
<u>削除</u>	<u>7 確認証の交付申請</u> <u>平成18年9月19日付け18林政利第8号「せん、かば及びならの丸太輸出限度確認証交付要領」に定めるところによる。</u>
<u>5 輸出の承認</u> 輸出の承認は、当該申請に係る数量が <u>上記3</u> により設定された数量の範囲内であること及び当該申請が <u>上記4</u> に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。	<u>8 輸出の承認</u> 輸出の承認は、当該申請に係る数量が <u>上記4</u> により設定された数量の範囲内であること及び当該申請が <u>上記6</u> に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

6 その他の事項

この通達に基づき輸出承認を受けた者は、四半期毎に別紙様式による輸出実績報告書及び輸出承認証（税関の確認印のあるもの。）の写し1通を農林水産省林野庁林政部木材利用課に提出しなければならない。

(別紙様式)

せん、かば及びならの丸太の輸出実績報告書

提出年月日

輸 出 者 名

住 所

電 話 番 号

(単位：m³)

樹 種	仕向地	輸 出 実 績 (年度)												計
		第1 四半期			第2 四半期			第3 四半期			第4 四半期			
		<u>4</u> 月	<u>5</u> 月	<u>6</u> 月	<u>7</u> 月	<u>8</u> 月	<u>9</u> 月	<u>10</u> 月	<u>11</u> 月	<u>12</u> 月	<u>1</u> 月	<u>2</u> 月	<u>3</u> 月	
計														

注（1）樹種欄には、せん、かば又はならのうち、いずれかを記入する。

（2）仕向地欄には、輸出承認証に記載されている仕向地（国又は地域名）を記載する。

（3）用紙は、A列4番縦長とする。

ただし、適用品目のうち、丸太、そま角及び製材であって最少横断面における丸身が50パーセント以上のものについては承認を行わない。